

**(仮称) 明和町中海他地区砂利採取事業に係る簡易的環境影響評価書に対する
三重県環境影響評価委員会調査審議結果 (答申)**

本事業は、水田等の地下に賦存する砂利を採取したうえで、山土等で埋め戻し、圃場整備を行うものである。

本事業の準対象事業実施区域の周辺には住宅等が近接し、また、近隣にはその一部が自然環境保全地域に指定されているような貴重な自然環境を有する祓川が存在することから、事業の実施にあたり次の措置を適切に講ずること。

(総括的事項)

- 1 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が大きいことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。
- 2 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

(個別的事項)

1 大気質

準対象事業実施区域には住宅等が近接していることから、土砂の掘削に伴う粉じんの影響が懸念される。また、資材運搬車両の通行経路の周辺にも住宅等が存在することから、車両に付着した土砂の飛散等による影響が懸念される。これらの影響を可能な限り低減できるよう、環境保全措置を徹底すること。

2 騒音・振動

準対象事業実施区域には住宅等が近接していることから、重機の稼働に伴う騒音・振動の影響が懸念される。また、資材運搬車両の通行経路の周辺にも住宅等が存在することから、車両の走行に伴う騒音・振動の影響が懸念される。このことから、環境保全措置を徹底するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討するなど、影響の一層の低減に努めること。

3 水質、地下水

周辺の河川水質及び地下水の水位及び水質に対する影響について、事業の実施にあたり適切にモニタリングを行うとともに、影響が生じた場合には、適切な措置を講ずること。

4 水生生物、生態系

事業実施後の原状回復の際に行う圃場整備にあたっては、用排水路の構造等について、可能な限り地域生態系に配慮したものとすること。